

課税標準の特例対象となる償却資産の例

特例対象資産	地方税法根拠規定		特例率 (※1)	取得期限	適用期間	添付書類 (必要に応じて、下記以外の資料を提出いただく場合があります。)
	条	項号				
ガス事業用資産	法349条の3第2項		1/3	-	最初の5年間	
			2/3	-	次の5年間	
家庭的保育施設	法349条の3第27項		1/3	-	期限なし	・詳しくはお問合せください。
居宅訪問型保育施設	法349条の3第28項		1/3	-	期限なし	
事業所内保育施設 (利用定員が5人以下であるものに限る。)	法349条の3第29項		1/3	-	期限なし	
公共の危害防止施設等 (汚水又は廃液の処理施設)	法附則第15条	第2項第1号	1/2	R2.4.1~ R6.3.31	期限なし	・特定施設設置(使用、変更)届出書の写し
公共の危害防止施設等 (ごみ処理施設)		第2項第2号	1/2	R2.4.1~ R6.3.31	期限なし	・一般廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し
公共の危害防止施設等 (一般廃棄物の最終処分場)		第2項第3号	2/3	R2.4.1~ R6.3.31	期限なし	
公共の危害防止施設等 (産業廃棄物処理施設)		第2項第4号イ	1/2	R2.4.1~ R6.3.31	期限なし	・産業廃棄物処理施設設置許可申請書及び許可書の写し ・環境大臣の認可を受けている場合は、それが分かる書類の写し
		第2項第4号ロ	1/3	R2.4.1~ R6.3.31	期限なし	
公共の危害防止施設等 (下水道除害施設)		第2項第5号	4/5	R4.4.1~ R6.3.31	期限なし	・除害施設新設等届出書の写し
大規模地震防災応急対策資産 (緊急地震速報受信装置等)		第5項	2/3	R2.4.1~ R8.3.31	3年間	・詳しくはお問合せください。
太陽光発電設備 (自家消費型発電設備)		1,000kw未満	第25項	1/2	R2.4.1~ R6.3.31	3年間
	1,000kw以上	7/12		R2.4.1~ R6.3.31	3年間	
風力発電設備	20kw未満	7/12		R2.4.1~ R6.3.31	3年間	・再生可能エネルギー発電設備認定通知書の写し
	20kw以上	1/2		R2.4.1~ R6.3.31	3年間	
水力発電設備	5,000kw未満	1/3		R2.4.1~ R6.3.31	3年間	
	5,000kw以上	7/12		R2.4.1~ R6.3.31	3年間	
地熱発電設備	1,000kw未満	1/2		R2.4.1~ R6.3.31	3年間	
	1,000kw以上	1/3		R2.4.1~ R6.3.31	3年間	
バイオマス 発電設備	10,000kw未満	1/3		R2.4.1~ R6.3.31	3年間	
	10,000kw以上 20,000未満	1/2		R2.4.1~ R6.3.31	3年間	
浸水防止用設備	第28項	2/3		H29.4.1~ R8.3.31	5年間	・詳しくはお問合せください。
特定事業所内保育施設	第32項	1/3		H29.4.1~ R6.3.31	5年間	・企業主導型保育事業(運営費)助成決定通知書の写し
先端設備等 先端設備等導入計画に基づき、取得期限内に取得した機械装置、工具、器具備品、建物附属設備(償却資産に該当するもの)	法附則旧第64条		0/0	H30.6.6~ R5.3.31	3年間	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し(先端設備等導入計画を含む) ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・工業会等による仕様等証明書の写し リース会社が申告する場合は、さらに ・リース契約見積書の写し ・リース事業協会が確認した固定資産税軽減額計算書の写し
※太陽光発電設備は、令和5年4月1日以降、発電電力を直接商品の生産若しくは販売又は役務の用に供するために自ら消費する設備(余剰売電を含む)に限り対象となります。	法附則第15条	第45項	1/2	R5.4.1~ R7.3.31	3年間	・先端設備等導入計画に係る認定申請書の写し(先端設備等導入計画を含む) ・先端設備等導入計画に係る認定書の写し ・先端設備等に係る投資計画に関する確認書 ・従業員への賃上げ方針を表明したことを証する書面(賃上げの表明を行った場合)
			1/3 (※2)		5年間 (4年間) (※3)	

※1 特例率のうち網掛け部分については、わがまち特例によりつくば市の特例率が定められています。

※2 先端設備等導入計画内で賃上げ方針を位置づけて従業員に表明した場合、課税標準を1/3に軽減。

※3 令和6年3月31日までに取得した設備は5年間、令和7年3月31日までに取得した設備は4年間が適用期間となります。